

革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	()
----------------------------	------------------	-----	-----

別表六の二(二十二) 平三十・六以後終了連結事業年度分

御注意	特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否		可				
	(連結親法人事業年度が平成30年4月1日前に開始した連結事業年度の場合、 別表六の二(二十六)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は 連結親法人が中小連結親法人に該当する連結法人である場合)						
「特定税額控除規定の適用可否欄の括弧書のいずれかに該当する場合に限り、この制度の適用を受けることができます。」	継続雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十二)付表「14の①」の合計)	1	円	継続雇用者給与等支給増加額 (1) - (2) (マイナスの場合は0)	3	円	
	継続雇用者比較給与等支給額の合計額 (各連結法人の(別表六の二(二十二)付表「14の②」又は「14の③」)の合計)	2		継続雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(3)}{(2)}$ (2) = 0 の場合は0)	4		
各 連 結 法 人 の お け る 計 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	5	円	各 連 結 法 人 の 計 算	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「56の①」)	17	円
	調整前連結税額の個別帰属額 $(19) \times \frac{(5)}{(17)}$	6			革新的情報産業活用設備の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (取得適用連結法人の(5)の合計)	18	
	取得価額の合計額 (別表六の二(二十二)付表「9」の合計)	7			調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	19	
	税額控除限度額の計算 (4) \geq 3 % の 場 合 $(7) \times \frac{5}{100}$	8			総調整前連結税額基準額 $(19) \times \frac{20 \text{又は} 15}{100}$	20	
	(4) < 3 % の 場 合 $(7) \times \frac{3}{100}$	9			当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(14)の合計)	21	
	税額控除限度額 (8)又は(9)	10			調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十五)「7の㉔」)	22	
	法人調整前連結税額基準額 $(20) \times \frac{(5)}{(18)}$	11			法人税額の特別控除額の合計額 (21) - (22)	23	
	個別帰属額基準額 $(6) \times \frac{20 \text{又は} 15}{100}$	12					
	法人税額基準額 (11)と(12)のうち少ない金額)	13					
	当期税額控除可能額 (10)と(13)のうち少ない金額)	14					
	調整前連結税額超過構成額 $(22) \times \frac{(14)}{(21)}$	15					
	法人税額の特別控除額の個別帰属額 (14) - (15)	16					

別表六の二（二十二）の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の7第2項《革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「個別帰属額基準額¹²及び
(6) × $\frac{20 \text{又は} 15}{100}$ 」

「総調整前連結税額基準額²⁰の各欄は、
(19) × $\frac{20 \text{又は} 15}{100}$ 」

「継続雇用者給与等支給増加割合4」の割合が0.03以上である場合には「又は15」を消し、その他の場合には「20 又は」を消します。